

こ成母246号
医政発1020第1号
令和5年10月20日

(別 紙) 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和5年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施について

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、本年度においては、別添実施要綱のとおり、11月1日（水）から11月30日（木）までの1か月間を、令和5年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間として、重点的に普及啓発運動を実施することとし、別紙写しのとおり都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区长あて通知したところです。貴団体におかれましても、普及啓発運動が効果的に実施されますよう、御協力をお願いいたします。

併せて、乳幼児突然死症候群（SIDS）の診断のための「乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第2版）（<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/guideline>）」（厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「乳幼児突然死症候群（SIDS）および乳幼児突発性危急事態（ALTE）の病態解明および予防法開発に向けた複数領域専門家による統合的研究」）の内容の周知・普及にも十分な御留意を併せてお願いいたします。また、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群（SIDS）と虐待や窒息事故とを鑑別するために、的確な対応を行うとともに、必要に応じて、保護者に対し解剖を受けることを勧めるよう、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

(別紙)

公益社団法人 日本医師会会長
公益社団法人 日本産婦人科医会会長
公益社団法人 日本産科婦人科学会理事長
公益社団法人 日本小児保健協会会長
公益社団法人 日本小児科学会会長
公益社団法人 日本小児科医会会長
公益社団法人 日本歯科医師会会長
公益社団法人 日本看護協会会長
公益社団法人 日本助産師会会長
公益社団法人 日本栄養士会会長
公益社団法人 日本薬剤師会会長
日本 SIDS・乳幼児突然死予防学会会長
特定非営利活動法人 日本法医学会理事長
一般社団法人 日本病理学会理事長
一般社団法人 日本病院会会長
公益社団法人 全日本病院協会会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会会長
一般社団法人 日本医療法人協会会長
一般社団法人 周産期・新生児医学会理事長